

ジェイアールバス東北本部

第18号

2021年11月22日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内
NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

申5号 バス東北本部は職場からの声を受けて 「2021年度年末手当に関する緊急再申し入れ」を提出！

組合員の現状に対する切実な声を第一に考え、組合員の家族と生活を守るために
「2021年度年末手当に関する申し入れ」の回答に対する緊急再申し入れ

JR東労組バス東北本部は、申3号「2021年度年末手当に関する申し入れ」について、11月19日に示された「基本給、都市手当及び扶養手当の月額を1.45倍した額」という会社回答に、私たちの要求とは大幅にかけ離れた回答であり到底納得できません。

この会社回答に「夏季手当より下がるのか。低すぎる」「会社から年末年始輸送に協力してほしいと言われるがモチベーションがない」など、多くの組合員から「私たちの生活を考えているのか」と怒りの声がでました。JR東労組バス東北本部は、2回の交渉で同様の組合員の悲痛な叫びを訴えてきましたが、会社回答は組合員の生活を考えた回答と受け取れません。またコロナ禍で会社の業績悪化に対して真摯に向き合い、経費削減やコストダウン等の様々な施策に協力してきた組合員の苦勞と努力に報いた回答とは言えません。

ジェイアールバス東北会社は、組合員が要員不足による転勤や助勤施策、業績悪化に対する黒字化を目指しての経費削減やコストダウン施策、休日出勤に協力し、組合員の血のにじむような苦勞と努力によって持続的経営を歩んでいます。反面、組合員の生活は、定期昇給と期末手当の減額や多方面に及ぶ物価の上昇により、家族を養えないほど逼迫し、かつてない苦しい状況です。

したがって、組合員の現状に対する切実な声を第一に考え、組合員の家族と生活を守るために「2021年度年末手当に関する申し入れ」の回答に対して下記の通り緊急に再度申し入れを行いました。

要求項目

1. 申3号「2021年度年末手当に関する申し入れ」に対する「基本給、都市手当及び扶養手当の月額を1.45倍した額」との回答を撤回し、2021年度年末手当を基準内賃金の2.45ヶ月とすること。
2. 契約社員については社員に準ずること。
3. 回答については、2021年11月26日までとすること。

バス東北本部に職場の切実な声を寄せて下さい！

バス東北本部は組合員の声を基に団体交渉を行います！